

会計学 午後



会計学(簿記)担当 尾崎 智史 講師

本試験をふりかえって～出題傾向・合格ライン等～

久野 第2日第2限に行われた会計学[午後], 財務会計論です。尾崎先生, 財務会計論・計算では, 先ほどは「第3問は非常に基本的, 第5問については非常に難易度が高かった」ということでしたが, 内容的にはどのようなものでしたか。

尾崎 第3問は, 固定資産の減損と株主資本等変動計算書からの出題でした。いずれの問題も基本的であり, しっかり学習していた受験生なら高得点を取ることができたでしょう。

第5問は, 在外子会社を含む連結財務諸表からの出題でした。IFRSから日本基準への修正という見慣れない論点が出題されており, 戸惑われた受験生も多いのではないのでしょうか。また, 最初の問題が解答できないと, その後の問題も多くが解答できない構造になっていましたので, ほとんど解答できなかった人も多いかもしれません。

久野 IFRSから日本基準への修正というのは「出題範囲の要旨(論文重点出題項目)」的にはどうなんでしたっけ?

尾崎 IFRSから日本基準への修正については「論文重点出題範囲」とはなっていませんが, それ以外はすべて論文重点出題範囲からの出題でした。

久野 問題の量的な面ではいかがでしたか。昨年は解答欄の多さが一つの印象として残っていますが, この点はどうだったんでしょう。

尾崎 概ね, 昨年と同様の分量だったと思います。

昨年よりも埋めるべき箇所は大きく減りましたが, 問題自体の難易度は上がっており, 結果として解く時間は変わらないイメージです。

久野 さて, 吉野先生, 先ほどは「答案作成が容易な問題と, 難しい問題がハッキリと分かれていた」ということですが, 改めてお願いします。

吉野 冒頭でお話したように, 基本的な論点と応用的な論点がバランスよく配置されている印象を受けました。基本的な論点については, 答練で出題していた内容や講義で重点的に取り扱われていた内容が多く, 財務会計の学習時間に比例する形で得点差がつくのではないかと思います。また, 応用的な論点についても, 昨年の論文式試験の一部の問題のように, 実務的で細かい論点を知っているか否かでバツサリと切ってしまうような出題ではなく, 現場での思考によって, 解答を捻り出せるか否かを問う出題でした。したがって, 全体としてみると, 受験生の努力が得点に反映されやすい出題内容だったのではないかと思います。

余談ですが, 第4問で出題されているその他有価証券の評価差額の取扱いや, 在外子会社の収益・費用の換算の考え方については, 今年の税理士試験の財務諸表論でも出題されています。このように, 公認会計士試験と税理士試験の出題内容の重複は, 過年度の論文式試験でも見受けられました。問題と解答を入手して詳細に分析する必要はないかもしれませんが, 税理士試験でどのような論点が出題されていたかくらいは, TACの解答速報を参照してみてもよいかもしれません。

久野 理論の出題では「出題範囲の要旨(論文重点出題項目)」との関係はいかがでしたか。

吉野 基本的に, 「論文重点出題項目」に準拠した出題だったといえるでしょう。ただし, 講義でも繰り返しお話ししたように, 「論文重点出題項目」については, あくまでも目安であるという点に注意しなければなりません。例えば, 今回の論文式試験では, 第4問で保守主義が出題されていますが, 「企業会計原則とその一般原則」については, 論文重点出題

平成28年 公認会計士論文式試験 特別座談会

会 計 学

午後



会計学(財務諸表論)担当 吉野 真治 講師

本試験をふりかえって～出題傾向・合格ライン等～

範囲に含まれていません。しかし、「論文重点出題項目」に含まれている有価証券と関連付けて出題されているため、これは、「出題範囲の要旨(論文重点出題項目)」に則した出題と解釈できるでしょう。したがって、短答免除の受験生だからといって、「出題範囲の要旨の網掛け箇所のみ(論文重点出題項目)を学習する」というスタンスだと、合格点を獲得することはかなり厳しくなってくるということです。

久野 昨年は少し記述量が減ったかなという感じがありましたが、今年は量的な面ではいかがですか。

吉野 昨年と比べると、トータルでの解答行数は増加しました。大きな違いは、第5問の解答行数が増えていた点です。財務会計論では、一昨年の論文式試験までは、第3問から第5問までの計算と理論の出題割合が毎年ほぼ一定となっており、大雑把にいうと、第3問が計算多め、第4問が理論のみ、第5問が理論多めという出題割合でした。これが昨年の論文式試験では、それまでとは異なり、第3問と第4問は例年どおり、第5問が計算多めの出題となっていました。このような観点から言えば、各問毎の計算と理論の出題割合は、一昨年までの出題割合に戻ったという印象です。TACの論文答練では、昨年の出題割合のパターンと一昨年までの出題割合のパターンのいずれについても出題していましたので、受験生の方々は混乱せずに対応できたのではないかと思います。

久野 監査論では「法令基準集」の利用の仕方がキーになることもあるのですが、財務会計論・理論ではいかがですか。

吉野 昨年同様、財務会計論では、法令基準集を用いて解答を作成するような出題は見受けられませんでした。法令基準集に答えが書かれている問題も僅かにありましたが、論文受験者であれば当然に知っている知識であり、計算問題の解答時間を考慮すれば、多くの受験者が法令基準集を一度も開くことなく、解答を作成できたのではないかと思います。

久野 それでは、各問についてコメントをいただいています。計算・尾崎先生からですね。

尾崎 第3問・問題1・問1は「固定資産の減損」の問題です。割引前将来キャッシュ・フローの算定から共用資産の原則・容認まで、網羅的に出題されました。いずれも、テキストの例題そのままのような問題でした。こちらは、ぜひとも満点を取っていただきたい内容でした。

吉野 第3問・問題1・問2は、棚卸資産の期末評価および固定資産の減損からの出題でした。減損処理における典型論点であり、論文答練でも出題していた論点ですから、多くの受験生が高得点を獲得できたのではないかと思います。問題文で、「各々の資産の性質に言及しながら」とあり、棚卸資産と固定資産の投資の回収形態の相違に着目するという誘導が加えられていますから、論文答練での出題よりも難易度が低いかもしれません。ただし、解答行数が多めに用意されていたために、何を書くべきかで悩んでしまった方もいるかもしれません。模範解答では、最初に収益性の低下の有無が投資の回収形態に応じて判断される旨を指摘していますが、そこまで踏み込まずに、棚卸資産は販売によって投資が回収され、固定資産は使用又は売却によって投資が回収される旨を適切に指摘できていれば、十分合格点を獲得できると思います。

尾崎 第3問・問題2・問1は「株主資本等変動計算書」の問題です。実はこれ、2008年の論文式試験とそっくりの問題です。株主資本以外の項目も変動事由ごとに表示するという、容認の形式ですね。昨年に引き続き、過去問と同様の内容が出題されたことになります。

こちらでも非常に易しい問題でしたので、満点を取れた受験生もいらっしゃるでしょう。その他有価証券の売却損益の取り扱いについてはやや難易度が高いですが、TACの答練でも出題していましたので、それを思い出すことができれば正

答できたと思います。⑪の純資産合計は集計がたくさんあり、間違えてしまう可能性が高いですね。本試験の緊張感を考慮すると、8割程度取れていれば合格ラインなのではないでしょうか。とはいえ、第5問の難しさを考えると、時間をかけてでも第3問は限りなく満点近くを取っておきたかったところですね。

吉野 第3問・問題2・問2は、「純資産会計」からの出題でした。「株主資本等変動計算書に関する会計基準」における結論の背景の内容をそのまま書き出すような出題でしたが、完答は困難でしょうね。10年前の会社法の施行時の論点であり、当時の受験生であれば完答できるでしょうが、会社法が施行される前の商法や利益処分計算書を知らない現在の受験生にそれを求めるのは酷かと思います。本問は、得点できなかったとしても問題ないでしょう。因みに、昨年論文式試験においても、平成17年に廃止された退職給付会計における取扱いが出題されていました。会計基準の歴史を知ることの重要性については疑いの余地がありませんが、会計士試験合格のための効率性という観点では、まずは現在のルールに視点を向けることが効率的な学習といえるでしょう。特に、現在のような膨大な量のルールを学習しなければならない受験環境のもとでは尚更です。

久野 第4問は、例年通り、全て理論問題です。

吉野 第4問・問題1・問1は、「金融商品会計」からの出題でした。その他有価証券の時価評価差額を全部純資産直入法で処理する理由が問われていましたが、基本的な論点であるため、多くの方が正答を導き出せたのではないのでしょうか。こちらは完答して頂きたかったところです。**問2**は、**金融商品会計および「企業会計原則」の一般原則**からの出題でした。「企業会計原則」の一般原則からの出題に驚いた受験生の方がいたかもしれませんが、部分純資産直入法が認められた背景に保守主義の考え方があること、保守的な会計処理が期間利益を低くする会計処理であることについては、多くの受験生が知っていると思います。本問はこのような保守主義の内容を説明するだけですから、完答して頂きたかったところです。**問3**については、応用論点の位置づけかと思います。問われている内容に解釈の余地があり、問題文における「制約条件」と「割引率の特徴」をどのレベルで捉えるべきなのかで悩んだ受験生が多かったのではないかと思います。特に、**固定資産の減損と退職給付債務の比較**で問われると、割引率の特徴としてリスクを反映した割引率か無リスク割引率を挙げることを真っ先に思いついたかもしれません。しかし、現在の日本の会計基準では、リスク回避型の主体を前提にして、見積りと実績の乖離するリスクを反映する場合、資産の場合には小さく、負債については大きく算定することとしています。したがって、現在の日本のルールにおける取扱いとは異なりますが、仮に、退職給付債務の割引率に見積りと実績の乖離するリスクを反映すると、割引率は小さくなり、負債の現在価値が大きくなります。つまり、退職給付債務の場合も、リスクを反映させた割引率を用いる方が無リスク割引率を用いるよりも保守的であり、その意味で、固定資産の減損処理と同様の結論になってしまいます。それでは、退職給付債務と固定資産の減損処理をセットにして問う意味がないですから、模範解答のように、より抽象的に、割引率の大小という特徴を指摘した方が良いでしょう。

第4問・問題2・問1は、**税効果会計**からの出題でした。連結子会社の留保利益に対して計上すべき繰延税金負債の金額が問われています。問題文における事例が連結子会社における配当のみであれば、容易に正答を導き出せるでしょうが、今回は、親会社における源泉所得税に関する取扱いも含めて問われており、正答を導き出すのは難しいでしょう。出来なかったとしても、合否に影響はないと思います。**問2**は、**繰延税金負債が負債の定義を充たすか否か**が問われていました。概念フレームワークにおける資産の定義や負債の定義を満たすか否かという論点については、論文答練で繰り返し出題してきましたから、今回の問題でいえば、繰延税金負債が「義務」に該当しないという点は多くの受験生が指摘できたのではないかと思います。また、繰延税金負債が何故「義務」に該当しないかについては、問題文において「親会社が在外子会社の配当方針を変更する可能性を考慮して」という露骨なヒントが示されていますので、これにしたがって説明すればよいでしょう。したがって、**問2**については、高得点を獲得して頂きたかったところです。**問3**は、**収益・費用とその他の包括利益の内訳項目の表示方法が異なる理由**が問われていました。問題2における応用論点という位置づけかと思います。解答のイメージとしては、連結損益及び包括利益計算書における純利益の上側と下側で分けたいので、上側の収益と費用については、課税所得計算を通じて法人税等の金額に影響を与えるわけですから、法人税等調整額としてまとめて加減することで、税引前当期純利益と税金費用の対応を図ります。下側のその他の包括利益につ

いては、課税所得計算に影響を与えないために、上側の対応関係から排除されます。ただし、未実現の純資産の増減額の一部は、将来実現したときに税金になるわけですから、それを控除して表示するわけです。仕訳自体は、当然に知っている知識でしょうけど、これを本試験における時間制約の中できちんと説明するのは厳しいと思います。したがって、税引前当期純利益と税金費用の対応の観点を示して部分点を獲得できていれば十分でしょう。

第4問・問題3・問1は、「自己株式の付随費用」に関して出題されています。資本取引とみるか、損益取引とみるかという典型的な論点であり、論文答練でも出題していた論点ですから、完答が望まれます。問2では、**連結子会社が保有する親会社株式の連結財務諸表上の取扱い**が問われていました。論文答練で連結子会社が保有する親会社株式売却損益の連結財務諸表上の取扱いを出題していましたが、考え方は今回の問題と全く同じです。「企業集団で考えると」という視点を示すだけの平易な問題ですから、完答して頂きたかったところです。問3は、**連結子会社が保有する自己株式を消却したことによる連結財務諸表の純資産の部に与える影響**が問われていました。出題の順序的にも応用論点としての位置づけでしょう。

理由付けの部分を含めて完答することは厳しかったと思います。ただし、財務会計の計算の学習を通じて会計処理自体は知っているでしょうから、部分点を狙って連結貸借対照表の純資産の部に与える影響はないという結論部分を指摘して頂きたかったところです。

第4問・問題4・問1は、**在外子会社の収益・費用を期中平均相場によって換算する理由**が問われています。フロー項目が一期間にわたって生じるという点に着目して高得点を獲得して頂きたかったところです。

問2は、在外子会社の換算によって生じる特有な項目の名称およびそれが何を表しているのかが問われていました。問われていた名称が**為替換算調整勘定**であるという点については、ほぼ全ての受験生が正答したのではないかと思います。また、為替換算調整勘定が何を表しているのかについては、完答は厳しいものの、それなりの部分点は獲得して頂きたかったところです。なお、模範解答では、「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」が平成25年に改正され、為替換算調整勘定の説明箇所の言い回しが変わったことを踏まえ、これに忠実な答案を示していますが、実現概念やリスクからの解放の概念を用いて適切に説明している答案についても、適宜配点がなされるかと思えます。問3については、**その他の包括利益の換算に期中平均相場が適していない2つの理由**が問われていました。こちら、問題1から問題3までの問3と同様に、応用論点としての位置づけかと思います。1つ目の理由の着目点は、その他の包括利益が発生するタイミングです。その他の包括利益は、基本的に決算時に発生するわけですから、問1で出題された収益と費用のように一期間にわたって発生するとみることはできません。もう1つ目の理由の着目点は、その他の包括利益の計算方法です。その他の包括利益合計は、期首におけるその他の包括利益累計額と期末におけるその他の包括利益累計額の差額です。つまり、包括利益の定義にあるように、期首のストックと期末のストックの差額概念ということになります。そのため、本問における外貨表示包括利益計算のその他の包括利益合計といえ、それを直接換算するのではなく、換算後のその他の包括利益累計額の期首と期末の差額で計算すべきということになります。いずれについても、限られた試験時間内に考え出すことは困難でしょうから、出来なかったとしても問題はないでしょう。問1における収益・費用の説明に関連づけて問3の1つ目の理由を指摘出来た方は、アドバンテージを獲得できたと考えてよいでしょう。

久野 第5問です。まず理論ですね。吉野先生、お願いします。

吉野 第5問・問題1は、**実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」**に関する出題でした。実務対応報告18号では、IFRSまたは米国会計基準で個別財務諸表を作成している子



会社をそのまま連結する場合に、一定の修正を要求していますが、問題1では、そのような修正事項に関連する論点が出題されています。

問1は、**のれんの償却を支持する理由**が問われていました。のれんの償却・非償却の論点は、問3におけるリサイクリング処理・ノンリサイクリング処理の問題とともに、学術研究上も実務上もトピックな論点といえます。IFRSや米国基準のようなのれんを非償却とする処理に対して、のれんを償却する処理の論拠は複数考えられますが、本問では、「のれんを非償却とする問題の観点からではなく、のれんの償却を支持する観点から」という親切的な誘導がありました。そのため、「企業結合に関する会計基準」における結論の背景と同様に、企業結合後の利益計算の観点から費用収益対応の必要性を指摘すればよいでしょう。ただ、同様の問題を論文答練で出題していましたから、多くの受験生は、そこまで考えずに解答を作成し、結果として正答になったかもしれません。解答行数が2行のため、エッセンスを要約するスキルが求められるものの、本問は完答して頂きたかったところです。

問2は、**数理計算上の差異を遅延認識する理由**が問われていました。最後の論文答練で出題した論点であり、また、会計基準の結論の背景の説明を吐き出すだけの簡単な問題でしたから、完答が望めます。因みに、数理計算上の差異の遅延認識については、昨年の論文式試験において穴埋め問題で出題されており、一昨年の論文式試験においては、過去勤務費用とセットにして遅延認識する理由が出題されています。そういう意味では、全く同じ解答内容ではないものの、同一の論点が出題されていることとなります。ただし、答練解説でも指摘したように、実際に過去の論文式試験を振り返ってみても、2年連続や3年連続で同一の論点が出題されたこともあります。可能な限り論点を絞りたいという気持ちはよくわかりますが、去年出題された論点だから丸々切ってしまうという学習スタンスには、大きなリスクを伴うことに注意して頂きたいと思います。

問3は、**その他の包括利益のリサイクリング処理が必要とされる理由**が問われていました。論文答練においてノンリサイクリング処理の問題点を出題していましたので、そこで学習した知識を使って解答を作成し、高得点を獲得して頂きたかったところです。なお、第5問が全体として実務対応報告第18号における出題であり、問6でも問われている日本の会計基準に見られる特徴の一つとして、実務対応報告第18号が「当期純利益と株主資本の連繋」を挙げていることに鑑み、模範解答ではクリーン・サープラス関係の考え方をを用いて説明しています。これとは異なる説明方法として、修正国際基準で示されているキャッシュ・フローの裏付けのある総合的な業績指標という観点から答案を作成しても、正答として取り扱われると思います。

問4は、**研究開発費を資産計上することの問題点**が問われていました。会話文において、資産計上の判断基準についての問題が示されていますので、素直に解答を作成するのであれば、「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」で示されているように、研究開発による収益獲得の蓋然性が低いことを指摘すればよいでしょう。論文答練でも出題している論点ですから、正答して頂きたかったところです。なお、「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」では、抽象的な判断基準とした場合の比較可能性の問題も挙げられていますので、そちらを指摘した場合も一定の配点の可能性はあるかもしれません。

問5は、**親会社と子会社の会計方針を画一的に統一することの問題点**が問われていました。会計方針の統一の議論は、短答式試験でよく出題される論点であり、理由付けを厳密に考えたことのある受験生は多くないでしょうから、完答は困難かもしれません。ただし、問題文における「画一的に」という記載をヒントにして、経済的実態を無視した統一という問題点を指摘することで部分点を獲得して頂きたかったところです。

問6は、**実務対応報告第18号に基づく修正事項から読み取れる日本の会計基準の特徴**が問われていました。答えは、実務対応報告第18号の脚注に示されているのですが、それらを網羅的に列挙するのは困難かと思います。したがって、日本基準における当期純利益の重視という特徴を示すことで部分点を獲得できていれば十分かと思います。

問7は、**子会社株式の一部売却時にのれんの未償却額を減額しない会計処理の問題点**が問われていました。論点自体は知っているものの、のれんの未償却額を減額する会計処理と併せて網羅的に押さえている受験生は少なかったでしょうから、子会社株式の一部売却後の損益計算の問題点を示すことによって部分点を獲得できていれば合格点かと

思います。

尾崎 第5問・問題2・問題3・問題4は「連結財務諸表」の問題です。出題論点としては、IFRSから日本基準への修正、在外子会社の財務諸表の換算、連結上の退職給付会計、一部売却、包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書など、多岐に渡っています。特に、IFRSから日本基準への修正については見慣れない論点であるため、その時点で諦めてしまった人もいるかもしれません。また、当該修正事項をすべて正答しないと、それ以降の問題もほとんど解答不能であることから、受験生にとってはかなり厳しい問題でした。

問題2の修正仕訳を書けるだけ書き、残りの時間は第3問や理論の論述に振り分けるのが正解だったと思います。仕訳の中では、「のれん」と「研究開発費」については落ち着いて考えればそこまで難しくないので、正解していただきたかったですね。

一点指摘をしておくと、最後の営業活動によるキャッシュ・フローについては、利息等の表示区分の指示がないため、解答が困難です。「小計欄」を解答させたかったような気もしますが、こちらについては別解の可能性も大いにあり得るでしょう。ここまで解答できた受験生は皆無だと思いますが（笑）。いずれにしても、可否には影響ありません。

ちなみに、アクセス答練の最終回でIFRSから日本基準への修正については出題しておりましたので、アクセス答練を受講していれば、問題から受ける印象は違ったかもしれません。

第5問の計算部分は、2割程度で十分に合格ラインでしょう。

久野 ありがとうございます。

来年以降の受験生にアドバイス

久野 さて、財務会計論・計算について、ここ数年の出題形式・出題傾向をみて、来年以降の受験をする方々は、どのように学習を進めていけばよいでしょうか。

尾崎 2年連続で、過去問とかなり似通った内容の出題がありました。短答式試験のみならず、論文式試験においても過去問からの出題が増えてきています。TACの各種答練では、これらの傾向を踏まえて出題していきますので、必ず受講するようにしましょう。

連結財務諸表については、仕訳の考え方が引き続き重要になってきます。普段下書き用紙に仕訳を書いていない人も、しっかり答えられるようにしておいて下さい。また、論文重点出題範囲であればどの論点が出題されてもおかしくありませんから、満遍なく学習しておきましょう。

久野 財務会計論・理論について、今回の試験と近年の試験の理論と計算の出題割合・出題形式・出題論点とを比較して、来年以降の受験をする方々は、どのように学習を進めていけばよいでしょうか。

吉野 先程お話したように、今回の論文式試験では、基本的な問題と応用的な問題をある程度区別したうえでバランスよく出題し、また、特定の論点に絞るのではなく、様々な論点から出題するという傾向が見受けられました。このような出題内容に対して、合格点を獲得するための答案作成方法としては、基本的な問題では取りこぼしがないように慎重に答案を作成し、応用問題については、安易に白紙答案にしてしまうのではなく、ご自身の知識を振り絞って部分点を狙っていくことです。また、このような出題内容ですと、受験勉強期間における学習量がそのまま得点に直結することになります。具体的には、テキストをどれだけ読み込むことができたか、あるいは、答練の問題・解答をどれだけ詳細に分析できたかといったトレーニングの量が重要になってきます。

以上を踏まえた基本的な学習スタンスは、例年どおり、テキストの読み込みになります。1, 2回読んだだけでは、ある概念を知ってはいるものの、それを使えるというレベルにはなりません。来年の論文式試験までの間に10回、20回と、時間の許す限り繰り返しテキストを読み込んでいき、会計学における諸概念を自分の武器として使えるようにしていくことが重要になると思います。

久野 平成29年試験を受験される方にアドバイスはありますか。

尾崎 初めての受験の方は、とにかく12月短答に合格することを最優先に考えて下さい。12月合格と5月合格では、論文式試験までの余裕が全然違います。答練やアクセスだけではなく、改めてテキストの例題を確認しておきましょう。短答式試験でも論文式試験でも、テキストレベルの内容が出題されることも多いです。

再受験の方は、なぜ不合格となってしまったのか、その原因を突き詰めて潰していきましょう。そうしないと、同じことの繰り返しになってしまいます。時間をとって、自分の学習方法や学習態度を見つめ直して下さい。可能なら久野さんや講師に相談してみるとよいでしょう。

租税法は論文のみですが、計算が含まれるので得点源にしやすいです（今年は難しかったようですが）。計算だけでも早めに手をつけて固めておいた方がよいと思います。

久野 はい。「個別成績相談」は随時行っておりますので、どうぞいらしてください。

最後に、今年の論文式試験を受験して発表待ちの方へのメッセージをどうぞ。

尾崎 私が初めて論文式試験を受験した時は、合格発表までまったく学習しませんでした。合格しているかどうかは微妙な手応えだったのですが、仮に学習したとしてもやる気が出ないと思ったので、遊んだりバイトをしていました。手応えの有無にかかわらず、合格発表までに学習する気が起きたなら学習しても良いでしょう。でも、無理に学習する必要はないと思います。

結局その年、私は不合格になりましたが、合格発表後から必死にやれば十分間に合いますので心配しなくても大丈夫です。

吉野 まずは、自由な時間を堪能してほしいと思います。受験生活の中では、講義・答練や自習によって時間が拘束されていましたから、読みたかった本を読む、観たかった映画を観る、旅行に行く等々、好きなことを存分にやってほしいと思います。自分もそうでしたが、結果待ちの期間に電卓を見ると叩きたくなくなってしまうので、電卓は目につかない所に置いておいた方が良いでしょう（笑）。

久野 尾崎先生、吉野先生、ありがとうございました。

企業法



企業法担当 木村 弘行 講師

本試験をふりかえって～出題傾向・合格ライン等～

久野 8月21日(日), 第3日第1限に行われた企業法です。さて, 先ほどは「典型的な基本問題と今までにない形式の応用問題という組み合わせ」ということでしたが, 今までにない形式というのはどのようなものだったのでしょうか。

木村 特に第1問・問題1が「どのような定めをする必要があるか」という形式で今までにない形式でした。

久野 確か去年は, 「説明しなさい」という形式から「論じなさい」の形式に変わったという話が出ていましたが, 今回も変化があったのですね。量的・質的なレベルではどのように感じられましたか。

木村 量的には特に大きい変化はないです。

出題内容はどれもテキストに書かれている範囲で対応できるものです。

全体の印象としては難易度は例年と大きく変わらずまじめに準備してきた方には楽に感じたのではないのでしょうか。

久野 では, 第1問からお願いします。

木村 第1問は全体が**種類株式**の内容を訊く問題です。

形式ですが, 小問が2問設定されています。ただ, 問題1は内容が2点盛りこまれていますので実質は小問3つと考えていいです。

「説明しなさい」という形式の説明問題ですが, 求められる説明内容が従来よく見られた「手続き」ではなく「内容」の説明を求められているのが大きな特徴です。更にこれも従来よく見られた「趣旨」の説明は求められていません。ということで, 多くの受験生は何を書くべきか大いに悩んだのではないのでしょうか。

では具体的に内容を見ていきたいと思います。

まず, 問題1①は内容的には2つのことを訊いています。ひとつ目は「普通株の株主に対する剰余金の配当に先立ち**毎事業年度に1株につき3万円の剰余金の配当を行う**」という内容の**種類株式**を発行するためには会社はどのような内容の定めをする必要があるか, ふたつ目は「償還までの5年間を通算して1株につき合計15万円の剰余金の配当を行う」という内容の**種類株式**を発行するためには会社はどのような内容の定めをする必要があるか, という点です。

ここを読み飛ばしてしまった受験生は結構いたのではないのでしょうか。とりわけふたつ目はどのような内容の定めをするのか具体的にはあまり考えたことがないと思います。

ひとつ目はテキストにも明示されている内容です。すなわち優先株ですね。加えて社債の利廻に相当するものとして内容をデザインしなければなりませんので, 非参加的かつ累積的である必要があります。これは多くの受験生が書けたのではないのでしょうか。

問題はふたつ目ですね。これは明らかに優先株とは異なるデザインでなければなりません。ではどうするのかということですが, 必ずしもピッタリの例ではないですが, ヒントになるのはトラッキング・ストックや混合株のようなものでしょう。要は5年間に合計15万円の配当をつければ毎事業年度ごとに同額の配当を保証しなくてもいいわけで, そうなると例えば初年度に一気に15万円の配当がつけられるほど財務体質が良好ならばそれでもいいわけです。という風にその時の状況を見ながら5年間で合計15万円の配当をつけるように設計すればいいのです。ただ, これをどういう風に定めるのかは抽象的に記述するしかないので問題文のオウム返しになってしまいます。これはやむを得ないですね。採点する側としては優先株とは異なるデザインをすることが分かっているかどうかを見るのだと考えられますので, これで十分でしょう。

なお, 配当に関する種類株式には108条3項がありますが, これは必ずしも解答上不可欠ではないです。確かに配当

に関しては、定款で全てを記述してしまうことは会社にとっては少々窮屈になることを慮って、定款では内容の要綱だけ定めて具体的な内容は最初に当該種類株式を発行する時までに株主総会等で定める旨を定款で定めることを認めています。しかし、本問は最初から当該株式の内容は詳細まで定まっているわけで、これをわざわざ後日の株主総会等の決議に先送りする必要もないので、108条3項を利用することを想定する必要はないと考えられます。

次に、問題1②ですが、これは**取得条項付種類株式**ですね。どうデザインするかは問題文が指定している通りにすればいいです。すなわち、トリガーは「発行から5年を経過した日」とすること、取得する対象株式は「種類株式の全部」であること、取得対価は「種類株の株主がその種類株について払込んだ額」つまり現金であること、です。

なお、これを全部取得条項付種類株式でデザインしてしまったのでは解答としては失当なものになってしまいます。

更に、問題2③ですが、これは**完全無議決権株式**ですね。デザインはそれほど難しくなく、議決権を行使することができる事項は全く無いとすること、議決権の行使の条件を定めるので、その条件は2事業年度連続して剰余金の配当が行われな



いこと、です。
以上がそれぞれの種類株式の内容として決定しなければならない事項です。後は、問題1と2共通の事項として発行可能種類株式総数を定めなければなりません。

ここで、多くの受験生が書いてきたのではないと思われる定款変更の手続きについて述べておきます。本問は問題文が冒頭でも述べましたように、株式の内容に関してどのような定めをする必要があるかを訊いているので、手続きは出題範囲には入っていないと考えるのが素直な読み方です。ですので、手続きについての記述が採点上どう処理されるのかにわかに判断できかねますが、少なくとも積極的に加点されることはないです。問題は余事記載として単に無視されるのか、それとも積極ミスとして減点対象とされてしまうのかは審査会からの発表を待つしかありません。

久野 第2問はいかがですか。

木村 第2問は問題1が**名目的取締役に対する招集通知を欠く取締役会決議の効力**の問題、問題2は**表見代表取締役の類推適用の可否**の問題です。

形式は、問題1・問題2ともに、「論じなさい」の形式ですので、論点の展開という形が求められますので、必ず、私見を述べる形式で閉めなければなりません。つまり、「と解する」という文末にする必要があります。

では、具体的な内容について見ていきます。

まず、問題1です。誰もが気づく論点としては取締役Eには招集通知が出されていないため、一部の取締役に対する招集通知を欠いて開催された取締役会での決議は有効なのか、それも、Eは名前だけの取締役に、これまでに取締役会には全く出席しておらず、会社経営に関与することもなかったというのですから、いわゆる名目的取締役です。典型論点です。ここを完全解答できないと相当評価は悪くなります。判例の見解で処理された受験生が多かったのではないかと推察されます。その際、招集通知を欠缺された取締役が取締役会に出席しても決議の結果に影響を及ぼさない特段の事情を認定するとき、名目的取締役であることは決定的だと思いますが、その他に、本問が非公開会社であるという点を指摘することも有効だと思われます。非公開会社の場合はワンマン経営が常態化していることが多く、名目的取締役がひょっこり出席してもそれでワンマン社長の意見が覆るというようなことは考えづらいですからね。なお、解答するに際して、いきなり「名目的取締役」という言葉を使うのは避けるべきで、必ず説明の上この名称を使うようにしたいです。と言う

のは、名目的取締役というのはあくまで講学上の概念で条文上定義されている用語ではないからです。

ではその他に検討する必要のある箇所はないかを考えてみると、当該取締役会の目的は取締役Bを代表取締役に選任する点にあることから、特別利害関係取締役の議決権行使が禁止されていることに関連して本問ではBに対して招集通知が出されていることを問題視する可能性があります。ただ、代表取締役の選任に関しては当該取締役は特別利害関係はないとする点で争いはないので、この点を論じる必要はないと思います。仮に触れるとしても軽くです。

問題1は以上ですが、そうすると少々解答欄が余ってしまうかもしれません。講師間で意見交換してみましたが、まあ、それはいいのではないかという意見が多かったのであまり気にしなくてもいいでしょう。

最後に、問題2です。これもそれほど迷うことなく処理できる典型問題です。表見代表取締役の規定を使用人にも類推適用できるかを問う問題です。答案をどう構成して書いていくかは各受験生で違うと思いますが、内容的にはまず、原則論を示して無権代理行為故に無効であることを示す必要があります。次に、しかし取引の安全を守る必要から表見代表取締役の規定を類推適用できないかを示したうえで、3要件を認定していくという内容が示されていればいいです。若干迷う点としては会社側の帰責性について本問は積極的に副社長の名称を付したのか、それとも、Pが副社長の名義を使用しているのをAが黙認していたのか、いずれで処理するかですが、それはほぼ点差がつくところではなく、各自の判断で処理すればいいのではないのでしょうか。なお、354条と908条1項の関係という論点を書くのかですが、問題文中に登記に関する記述がないことから、必ず触れなければならない論点ではないと思います。ただ、これは触れていれば加点点処理されるものと思われます。

久野 どれくらいの素点で合格者水準と考えていますか。

木村 素点での合格ラインですが、第1問は15点前後、第2問は25点前後ぐらいではないかと考えます。

来年以降の受験生にアドバイス

久野 さて、企業法について、出題形式において少しずつ変化があるように思われますが、学習を進める受験生としてはどんな点に注意すれば良いでしょうか。

木村 本年は今までにはない傾向が見受けられましたので、来年以降は新傾向を意識する必要があると思いますが、あまり神経質になるのも考えものです。オーソドックスな準備をすれば合格できるような問題ですので、丁寧にテキスト、問題集をやりこんでいれば対応できます。それとやはり典型論点は完璧に仕上げておかないといけないということです。制度を説明させるような問題は少々予想するのは難しいですが、論点問題はその範囲も限られており準備が容易です。それだけに論点問題でミスをするのは避けなければなりません。

久野 受験生さんへのメッセージをどうぞ。

木村 基本が大切です。それとここ数年の出題を見ると、論文企業法は相当問題が容易になってきているということです。論文を突破するために何をやるべきかあまり悩む必要はなく、テキスト、問題集を丁寧に読み込み答練でアウトプットの練習をすれば合格できます。

久野 木村先生、ありがとうございました。

経営学



経営学担当 田畑 文子 講師

本試験をふりかえって～出題傾向・合格ライン等～

久野 第3日第2限に行われた選択科目第1問・第2問—経営学です。先ほど「第1問に関しては、基本的な内容の問題が多くを占め、第2問に関しては、基本的な問題と応用問題が混在している」ということでしたが、田畑先生、改めて、全体的な印象はいかがでしたか。

田畑 出題内容としては、第1問が組織論・戦略論、第2問がファイナンス理論からの出題というのは例年通りです。

まず、第1問に関しては、ほとんどが講義で学習済みの論点からの出題だったので、高得点が望めたと思います。

第2問に関しては、大半は基本的な問題でしたが、例年に比べると難易度が高い問題も多く出題されました。基本的な問題で、いかにミス無く得点するかが、合否の分かれ目になるでしょう。

久野 「出題範囲の要旨」との関係とか量的な面ではいかがでしたか。

田畑 基本的には「出題範囲の要旨」からの出題でした。第1問については、問題数が少なくなりました。

久野 それでは、第1問から個別にコメントをお願いします。

田畑 第1問の問題1はガバナンスに関する問題です。問1のCEOは答練で出題していたので、確実に得点して欲しかったです。問2の「外国法人等」について、東京証券取引所では「外国人投資家」や「外国人株主」ではなく、「外国法人等」としています。したがって、「外国法人等」と答えないと満点は得られないでしょう。なかなか解答にたどり着くのは難しかったのではないのでしょうか。問3のComply or Explainについては、英単語で答えさせる珍しい問題でした。内容自体は全国公開模試などで出題していたので、言葉は思い浮かんだと思いますが、英単語が書けなかったという人も多かったのではないのでしょうか。「英単語で」と指示がある以上、「コンプライオアエクスプレイン」などとカタカナで書いても、点はもらえない可能性が高いです。問4と問5は企業法の知識を問われる問題でした。問4は要点をまとめるのは難しかったかも知れませんが、内容自体は基本的なレベルからの出題でした。

問題2も講義・答練で学習してきた内容ばかりです。問1のフォード生産方式では、作業・部品さらには製品の標準化および、ベルトコンベアシステムの導入という2点が説明されている事がポイントです。問2の人間モデルはテキスト通りです。確実に得点して欲しかったです。問3の経験曲線効果に関する計算については、経験曲線効果の意味は知っていますが、実際に計算しなさいとなると、解答にたどり着くのは難しかったかも知れません。問4の形式知、暗黙知は必ず正解したい問題です。最後に問5はどの言葉を入れるか迷った方も多かったかも知れませんが、「見えざる」でも「無形」でも正解となるでしょう。

第1問に関しては、全体として6割くらいが合格ラインだと考えています。ほとんどの問題が講義や企業法などで扱っていた内容からの出題だったので、7割以上取れている受講生もいたと思います。問題数が少ないので、取れる問題で確実に得点することが重要だったと思います。

久野 講義等で取り扱っている内容が多く出題された場合には確実に取ることが求められますよね。平均素点が高くなる場合には高い得点比率を期待することが難しくなりますので、いかに守りきれたかが重要な問題だったかも知れませんね。

第2問はいかがですか。

田畑 第2問の問題1は完全市場下での企業価値・株式価値に関する問題です。問1は資本資産評価モデルを用いた資本コストの算定や、配当割引モデルも用いた株価の算定など、基本的な内容がほとんどでしたから、しっかりと正解し

て欲しかったです。問2は難易度の高い問題でしたので、解けなくても問題はありません。問3は完全市場がどのような市場かということを理解していれば、正解出来たと思います。

問題2はポートフォリオ理論に関する問題です。問1は、リスク回避型の投資家の投資行動、ポートフォリオのリターンの計算およびリスク分散効果に関する基本的な問題でした。必ず正解したいです。問2に関しても、オーソドックスなポートフォリオの標準偏差を計算させる問題です。問3のシャープレシオの計算については、講義で取り扱っていましたし、また、本文の中に計算方法に関するヒントがあったので、しっかり得点したかったです。

問題3は完全市場を仮定したファイナンス理論に関する問題です。○×問題の出題頻度は高くないので、驚いた方もいらっしゃるかもしれません。ア・イ・ウは基本的な内容、エ・オは応用的な内容でしたので、すべてを正解するのは難しかったと思います。2択の問題なので、半分以上合っていれば、十分でしょう。

問題4は通貨スワップに関する問題です。問1は基本的な問題ですので確実に点数をとってほしいです。問2は解答するのは難しかったと思います。問3は通貨スワップに関する問題でした。落ち着いて解いたら解答にたどりつけたと思いますが、取れなくても問題ありません。

第2問の合格ラインとしては、5～6割くらいと考えています。解きやすい問題が多数を占める一方で、応用問題も含まれていました。ケアレスミスを極力抑え、稼げる問題でしっかりと得点を重ねられているかどうか、合否の分かれ目になるのではないのでしょうか。

久野 しっかり学習を積み重ねてきた方が、しっかり得点を重ねて、上位に入っていくという感じなのかな。



来年以降の受験生にアドバイス

久野 さて、近年・今年の出題傾向をみて、どんな点に注意しながら学習を進めていけばよいでしょう。

田畑 今年度の本試験を振り返ってみると、第1問の理論については、解きやすい問題が多かった一方で、第2問は例年に比べて難易度が上がった印象があります。ここ数年、幅広い分野から出題されているという傾向が続いており、来年度以降も大きく変わることはないと思います。したがって、“広く、浅く、まんべんなく”というのが、経営学対策の基本であり、これもこれまでと全く変わりません。本試験で応用問題が出題されたからといって、発展的な論点にはあまりこだわらず、基礎的・標準的な論点を中心に、テキストを読み込み、答練を受ける。当たり前の学習法ではありますが、結局はそれが、合格への近道になるはずです。

久野 来年以降の受験生さんへのアドバイスはどのようにになりますか。

田畑 12月の短答式試験を受験される方は、年内に腰を据えて経営学を学習することは大変かもしれませんが、短答前に講義を受講される方は、少なくとも講義を受けたその日か翌日までにはしっかり復習をし、自分なりにまとめておくという作業をしておく、短答式試験終了後に確実に役立つと思います。

経営学は短答式試験がないため、対策が遅れがちですが、論文式試験の科目の一つであることを意識して、学習プランをしっかり立て、できるだけ早いうちから効率的に学習してほしいと思います。特に、ファイナンス理論については、近年基本的な問題の出題が増えています。学習の成果が出やすい問題こそ、差がつきやすくなりますので、早くからしっかりと基礎を固めていくことが重要となります。

久野 田畑先生、ありがとうございました。

経済学



経済学担当 鏡 泰史 講師

本試験をふりかえって～出題傾向・合格ライン等～

久野 第3日第2限に行われた選択科目第3問・第4問一経済学です。鏡先生、先ほどは、「難易度・量ともに、適切な問題だった」ということでした。改めて、全体としてどのような印象でしたか。

鏡 内容面でいうと、第3問のミクロ経済学は、問題1が消費者、問題2が企業、問題3が公共財と独占に関する問題でした。また、第4問のマクロ経済学は、問題1から問題3が、幅広い分野から、少しずつ色々な知識を問う、という問題で、問題4が総需要－総供給分析、問題5がマクロ生産関数を扱った問題となっていました。

全体的には幅広い分野から出題される代わりに、基本論点からの出題となる、いわゆる「広く浅く」という感じです。もちろん試験なので、考えなければいけない箇所はありますが、努力をした分だけの報いがある良問だったと思います。

久野 「出題範囲の要旨」との関係であるとか、量的にはいかがでしたか。

鏡 「出題範囲の要旨」に沿った出題でした。出題数も量も昨年の平成27年とほぼ同じです。

ただ、平成26年以前から比較すると、27年・28年の分量はかなり減っています。去年の分量を今年も継続したというのは、分量を減らしてよかったと判断された結果であり、来年以降も同じような分量が続くことを願っています。

久野 それでは各問についてコメントをお願いします。

鏡 個別に検討していきます。

まず、**第3問の問題1**は、**消費者**に関する問題で、弾力性や所得消費曲線など、基本論点を幅広く扱っています。多少のミスは仕方ないですが、いずれも入門期で学習する基本的な内容です。

問題2は、**企業**に関する問題で、固定費用がある場合の損益分岐点・操業停止点に関する基本的な問題です。これも、入門期から学習している内容ですので、正答が望めます。

問題3は、**市場の失敗**がテーマで、公共財と独占のふたつの論点を扱っています。独占は基本的な内容なので解けてもらいたいです。ただ、公共財は、ちょっとした記述問題になっていて、特に市場の失敗がもたらされる理由を正確に答えるのは難しかったらと思います。理解している範囲で部分点を取れば十分です。

第3問のミクロは、ほぼすべてが入門期の範囲ですが、出題論点が幅広く、記述もありましたので、全体では7割程度が合格ラインになると思います。

久野 かなり高い素点が求められますね。第4問はいかがでしたか。

鏡 第4問のマクロに移りまして、問題1から問題3は、幅広い分野から、少しずつ知識を問う問題になっています。具体的には、**問題1**がGDPデフレーターとケインズ型消費関数・貯蓄関数が扱われました。**問題2**は文章の正誤を判断する形式で、フィッシャーの交換方程式とトービンのqが問われました。**問題3**は計算形式で、フィリップス曲線、デフレギャップ、流動性の罫を前提としたIS－LM分析の問題になっています。

幅広い分野についての確かな知識を要求されるため、完答は難しいかも知れませんが、個々の問題は基本的な内容ですので、知っているところを確実に解いてもらえればよいと思います。

問題4は**総需要－総供給分析**の問題です。TACの答練などと比較するとシンプルすぎて、かえってとまどった受験生もいるかもしれません。ただ、基本を忠実に守れば、十分に解答できると思います。

問題5は**マクロ生産関数**を扱った問題です。問1と問2は、与えられた式に、指示された数値を代入すればよいだけの問題なので、得点は必須です。それに比べたら、問3は難しいですが、労働の限界生産の値に注目すればいいよ、とい

うヒントに気づけば解答できます。

第4問のマクロも、ひとつひとつの問題は基本的な内容がほとんどですが、出題論点が幅広く、すべてをカバーするだけの学習時間が取れていない可能性を考えると、全体では7割が合格のための目標になるだろうと思います。

久野 第4問もかなり高い素点が求められますね。

どの科目でも言える事なのですが、多くの受験生が正解できる部分はしっかり正解して、結果として、満足できる得点・得点比率が確保できることになるのではないのでしょうか。比較的取り組みやすい出題の場合にはミスが多いと痛い目にあいますよね。

久野 経済学で受験をされた方へのメッセージはありますか。

鏡 経済学は講義の回数が多いわけですが、それを乗り越えたわけですから、ここでの学習を将来に役立てて欲しいです。受験上は重要性が低いところでも、例えば、為替レートに関する話などは、会計士として必要不可欠な知識です。受験対策としてはあまり学習していなくても、発表までの間、将来の仕事のために、そういった論点を学習してもらえたら嬉しいです。

久野 ありがとうございます。

来年以降の受験生にアドバイス

久野 さて、経済学について、近年の出題傾向をみて、来年以降の受験に際し、どんなふうに学習を進めていけばよいでしょう。

鏡 色々な分野から幅広く出題される傾向は、ここ数年、ずっと続いています。

そのため、変にヤマアテに走って、苦手な論点を作ってしまうというのが一番良くないことです。ただ、これは言い方を変えれば、ひとつの論点を深く掘り下げるような出題はあまりないことを意味します。今年も、ひとつひとつの問題は基本的なものがほとんどでした。そのため、どんな分野が出題されても、比較的易しめの問題はきちんと解けるようにしておくことが重要です。

久野 来年以降の受験を経済学で予定されている受験生さんへのメッセージはどのようになりますか。

鏡 どの科目でもそうでしょうが、まずは「穴」をつくらないようにするという姿勢が大切です。選択科目になかなか時間を費やせないでしょうが、だからこそ、下手に各論点に深入りしない程度の学習に抑えることができます。経済学は、学習すべき論点がきちんと決まっている科目ですので、地道に講義や答練を復習してください。これでまずはボーダー。そして、より合格の可能性を高めるためには、多少の応用力が欲しくなります。そのためには、答練の復習を、反復練習のような感覚で行なわないようにしてください。「この分野の問題はこの方程式をたてれば解ける」というように解き方を暗記するのではなく、「なぜ、このような方程式をたてなければならないのか」、「なぜ、このような式変形をするのか」など、問題を解く過程を、経済学の理論に沿って、自分の言葉で表現できるようにするということを心がけて学習をしていただきたいと思います。

久野 鏡先生、ありがとうございます。

民法



民法担当 多賀 潤 講師

本試験をふりかえって～出題傾向・合格ライン等～

久野 第3日第2限に行われた選択科目第5問・第6問－民法です。多賀先生、先ほど、「基本をしっかり学習した人であれば確実に得点を積み上げることができるような出題」ということでした。他にどのような印象をお持ちですか。

多賀 先ほども触れましたが、今年は、具体的結論を出す法律構成がいくつも考えられる問題もあり、取り上げるべき論点の取捨選択や答案構成が難しく、時間的に厳しいと感じられた方も多かったのではないかと思います。また、例年どおり事例問題での出題でしたが、例年以上に、あてはめ部分の論述に工夫が必要な出題もありました。

久野 「具体的結論を出す法律構成がいくつも考えられる」というのは、いろんな書き方があるよね、ということでしょうか。

多賀 先ほども申し上げた具体的結論を出す法律構成がいくつも考えられる問題というのは、第5問の問題1のことです。解答例で示した法律構成では、「94条2項の類推適用」、「占有の承継が主張された場合の162条2項の善意・無過失の判断時期」という論点が問題となりますが、解答例とは異なる法律構成も十分考えられ、その場合、別の論点も出てきます。ですから、解答例と異なる論述をした方もそれだけでがっかりしないでいただきたいですね。この点の詳細については、後ほど触れたいと思います。

また、今年の問題のもう一つの特徴として、第5問の問題1の間1や第6問の問題1では、出発点として、「意思表示の成立と表示意識の要否」、「将来債権の譲渡の有効性」といった応用論点が問題となっているという点が挙げられます。ただ、これらは、受験生にとっては、細かい論点であり、しっかり論じられた受験生はごく少数だったと考えられます。また、これらの論点に気付かなくても、次の論点に入っていける問題であったため、これらの応用論点に気付かなかったとしても、全く何も書けなくなるといったことはなかったと思われます。そうすると、今年も、基本論点部分の論述とそれに基づく具体的な処理の論述ができたかどうかで差がついたものと思われます。

久野 それでは、第5問からコメントをお願いします。

多賀 第5問・問題1・問1では、先ほども申し上げたように、出発点として、「意思表示の成立と表示意識の要否」という応用論点が問題となります。ただ、細かい論点であり、この点の論述がなくても直ちに合否に影響するわけではないでしょう。また、解答例ではAB間に甲土地の売買契約は成立しないとの立場から論述していますが、AB間に甲土地の売買契約の成立を認めることも可能です。その場合、錯誤無効や詐欺取消しが問題となり、そこでは、「錯誤無効と詐欺取消しの選択的主張の可否」、「錯誤無効と96条3項の類推適用」などの論点も問題となります。本問を錯誤無効や詐欺取消しの問題として処理しても、ある程度点数はつけられると思われます。

これに対して、AB間に甲土地の売買契約は成立しないとの立場では、Dの保護につき「94条2項の類推適用」が問題となります。「94条2項の類推適用」は昨年に引き続いての出題であり、これまで何度も繰り返し本試験で出題されている論点であるため、この部分はしっかり論じてほしいところです。ただ、具体的な当てはめについては、いくつかの処理が考えられます。解答例では、出発点において甲土地を売却する意識のないAの意思表示の成立を否定したこととの関係で、甲土地を売却する意識がなく、B名義の登記という虚偽の外観の存在さえ認識していないAの帰責性を認めるべきではないとして、94条2項の類推適用を否定する立場で論じています。これに対して、Aが漫然と甲土地の売買契約書に署名・押印するなどしていることから、小さいながらも、B名義の登記という虚偽の外観作出についてAの帰責性を肯定することも考えられます。ただ、その場合、典型的な意思外形非対応型ではない本問でも、94条2項の類推適用で保護されるための第三者の主観的保護要件に善意・無過失を要求すべきことを論じ、有過失のDを保護すべきではないで

しょう。いずれにしても、この当てはめの部分の処理は難問であり、この部分の論述では大きな差はつかず、逆に、しっかり自分の立場を明確に論じられていれば、アドバンテージになると思われます。

第5問・問題1・問2では、Aの帰責性を認めない解答例の立場からは、DもEも94条2項の類推適用では保護されず、無権利者であり、Eの主張として考えられるのは、甲土地の所有権の時効取得です。ただ、Eの占有だけでは9年間しかないため、EはDの占有をあわせて主張する必要があります。そこで、「占有の承継が主張された場合の162条2項の善意・無過失の判断時期」という論点が問題となります。問題文でDやEの占有期間が示されているため、この論点にも気付いてほしいところですが、この点の論述が抜けただけでは致命傷とはならないと考えていいと思います。

また、問1を96条3項で処理する立場やAの帰責性を認めた上で、善意・無過失の第三者は94条2項の類推適用で保護されると解する立場では、善意・無過失のDは96条3項ないしは94条2項の類推適用で保護されるため、96条3項や94条2項の類推適用の転得者の問題における絶対的構成説により、Eが甲土地の所有権を取得できるという構成も可能です。問1での自分の法律構成と矛盾せず、このような論述があれば、十分な得点が与えられるでしょう。

第5問・問題2・問1は、「占有権原のある抵当不動産占有者に対する抵当権者の妨害排除請求の可否」が問題となります。この点、判例は、「①競売手続妨害目的での占有権原の設定、②抵当不動産の交換価値の実現妨害・抵当権者の優先弁済請求権の行使の困難性」という2つの要件でこれを肯定しています。「不法占有者」に対する事案では②の要件しか要求しなかった判例が、「占有権原のある占有者」に対する事案では①の要件をプラスαとして要求した点が重要なので、この2つの要件をしっかり論じてほしいところです。

第5問・問題2・問2は、Gの明渡請求が認められるか否かについては、FにGに対抗できる甲土地の利用権があるかが問題となります。そこで、まず、抵当権に後れる賃貸借は、抵当権者および買受人に対抗できないのが原則という基礎知識から、Cの抵当権設定登記後に賃借権の設定を受けたFは、甲土地の賃借権を買受人Gに対抗できないことは確実に指摘したいところです。また、Cの抵当権設定後に乙建物が建てられていることから、更地に抵当権が設定された後に建物が建築された場合に法定地上権（388条）が成立するかという基本論点も論じておくべきでしょう。

久野 第6問ですね。

多賀 **第6問・問題1**では、先ほども申し上げたように、出発点として、「将来債権の譲渡の有効性」という応用論点が問題となります。ただ、これも受験生にとっては、細かい論点であり、しっかり論じられた人はわずかでしょう。そのため、将来債権の譲渡も有効であることを前提に論述していても、大きな差がつくところではないと思われます。判例は、本問のような将来債権の譲渡も原則として有効と解しており、1年に限って認めるものではありません。そこで、本問では、まず、「譲受人双方の通知に確定日付がある場合の二重譲受人間の優劣」が問題となります。これは、過去の本試験でも出題されている論点であり、基礎答練第3回第1問の問2でも出題していますから、TAC受講生は、この部分の論述はしっかりできたことを期待しています。

次に、Cが劣後譲受人Aに弁済しているため、「劣後譲受人に対する債務者の弁済と478条の適用の有無」が問題となります。これも典型論点ではありますが、受験生の多くはこの点に気付かなかったのではないかと思います。そのため、この部分を指定できた人はアドバンテージになるという程度と考えていいでしょう。

第6問・問題2は、債務者は、債権譲渡の通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた抗弁事由を譲受人にも対抗できるという468条2項に関する問題です。そのため、Cが自働債権として主張している乙債権と丙債権とを場合分けして論じるのがポイントですが、甲債権の譲渡の通知後にCが取得した丙債権については、抗弁事由の発生の基礎が通知時に存在していなかったことから、Cは丙債権を自働債権、甲債権を受働債権とする相殺をAに対抗できないことは何とか指摘してほしいところです。

甲債権の譲渡の通知を受ける前にCが取得した乙債権については、「債権譲渡と相殺」という論点が問題となります。直前答練第1回第2問の問1で出題した「差押えと相殺」とほぼ同様の問題なので、それをヒントに相殺の担保的機能に言及した論述をしてほしいところです。

久野 民法では、どのくらいの素点で他者にアドバンテージが得られるでしょう。

多賀 今年の問題は、基本論点も出題されているものの、答案構成や当てはめが難しい問題でもありました。特に第5問については、問題1は、問1・問2を通じて、答案をまとめるのが難しい問題でしたし、問題2の問2も何を書くべきか悩むような問題だったことを考えると、素点レベルで3割程度の得点でも勝負になるでしょう。第6問については、応用論点が抜けてしまっていたという人も少なからずいると思われますが、債権譲渡の対抗要件に関する典型論点も出題されていることを考えると、素点レベルで4割程度は得点したいところです。

久野 ありがとうございました。

来年以降の受験生にアドバイス

久野 さて、民法について、例年の出題傾向から考え、どのような点に留意しながら学習を進めればよいでしょう。

多賀 民法では、基礎力と応用力・現場思考力がともに問われるという出題傾向は定着しています。この傾向は来年以降も続くでしょう。ただ、合否を分けるのは、基本論点をしっかり書けたかどうかです。また、量的にボリュームが多いという傾向も定着してきていますが、これは基本論点が数多く含まれているからです。そのため、これだけ多くの基本論点が出題されていれば全く書けないということではなく、TACのテキストや答練にある基本論点は必ず出題されています。受講生の方は、今までどおり、TACのテキストと答練を使って、基本論点をしっかり整理しておくことが重要でしょう。

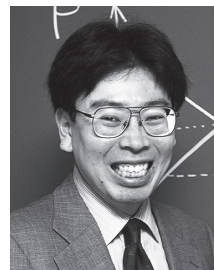
久野 来年の受験生さんへのメッセージはどのようになりますか。

多賀 昨年に続き、今年も過去に出題された論点が複数出題されました。これまで以上に過去問の整理が重要になってきています。そのため、特別な過去問対策をする必要はありませんが、民法のテキストに掲載している本試験出題論点表と過去に出題された論点に関する問題については、本試験前にしっかり整理しておく必要があります。その点も含め、答案を書く訓練をせずに論文式試験である本試験で合格答案を書くというのは至難の業です。答案を書く訓練として、テキスト掲載の問題や答練を有効に活用しましょう。また、民法は、まとめて学習しても、まとめて忘れてしまうという特徴があります。他の科目の学習との兼ね合いもありますが、民法は、一度にまとめて学習するのではなく、短い時間でいいので、出来る限り、定期的に答案構成などをチェックするという学習を心がけるべきでしょう。

久野 短答式試験がある方はそのスケジュールとの兼ね合いはありますが、時間を要する科目ですので、TACのカリキュラムに合わせて、コツコツ継続していただきたいですね。

多賀先生、ありがとうございました。

統計学



統計学担当 高久保 克典 講師

本試験をふりかえって～出題傾向・合格ライン等～

久野 最後に、第3日第2限に行われた選択科目第7問・第8問—統計学です。高久保先生、先ほどは、「ほとんどの問題が標準的な内容」ということでした。

「出題範囲の要旨」と比較されていかがですか。

高久保 統計学では、例年、「出題範囲の要旨」からの出題となっています。ほとんどの問題が過去に出題されたことがある内容でした。

久野 出題量としてはどうだったんでしょう。

高久保 出題数は、例年通り、今年も第7問と第8問の各大問の中に、問題1から問題3までの小問3題が出題されています。ただし、配点によっては、基本問題でのケアレスミスが致命傷になってしまう可能性があります。

久野 毎年どの科目でもと思いますが「基本問題でのケアレスミス」というのは怖いですね。

高久保 最近の「統計学」の特徴として、統計理論に関する問題だけでなく、実際のデータを分析する能力を問うことを意識した問題が出題されている点が挙げられます。このような問題では、グラフを作図する作業が煩雑であったり、解答に必要な計算量が多めであったりすることから、焦ったり、ケアレスミスをしてしまった受験生もいたのではないかと思います。ただし、これらの問題での受験生間の得点差は、それほどつかないのではないかと思います。試験問題全体をみれば、基本的・標準的な内容の問題が多くを占めていますので、基本的な問題からきちんと得点できたかどうかで可否を分けると考えられます。

TACの講義や答練を通して基本をきちんと理解している受験生であれば、今年の統計学では素点でみて7割程度の得点が可能であり、それが標準的な合格ラインとなるのではないかと思います。

久野 統計学だとそういう高い素点が求められるんでしょうね。

統計学の出題形式は、ほぼ固まっているわけですが、その点と個別の問題についてコメントをお願いします。

高久保 「統計学」では、毎年、大問が2題あり、各大問に問題1から問題3までの小問3題が出題されています。また、各大問は1つのテーマにまとめられているというよりも、むしろ、小問ごとに、いろいろな分野から出題されています。今年の各小問のテーマを1つ1つ概観すると、次のようになります。

まず、**第7問・問題1**は「記述統計」に関する問題です。分位点に関するデータから、累積相対度数のグラフの作図、ヒストグラムの形状の読み取り、算術平均の近似値の計算が問われています。基本的な出題内容ですが、作図や計算が煩わしい問題でもあるため、TAC生には素点でみて6～7割程度の得点を期待したいと思います。

第7問・問題2は「確率」の問題です。2つの確率変数を前提とした、期待値・分散、共分散・相関係数に関する基本的な計算問題です。TACでは、このような問題を答練で繰り返し出題していますので、素点でみて8～9割程度の得点を期待します。

第7問・問題3は「価格指数」の問題です。問1の個別の財の価格指数の計算問題には、はじめて取り組む受験生もいたかと思いますが、これ以外の問題は基本問題ですので、素点でみて7割程度の得点を期待します。

第8問・問題1は「推定」の問題です。正規分布に従う確率変数に関する計算問題、および、平均の区間推定・分散の区間推定・比率の区間推定に関する基本的な問題です。TACでは、この分野に関して答練で十分にトレーニングしていますので、素点でみて7～8割程度の得点を期待します。

第8問・問題2は「一元配置の分散分析」の問題です。検定に関する記述問題も含まれていますが、いずれも基本的であり、TACの答練でも類問を出題していますので、素点でみて6～7割程度の得点を期待したいと思います。

第8問・問題3は「回帰分析」に関する問題です。問5では、回帰係数に関して単回帰分析での結果と重回帰分析での結果の相違点を問う記述問題が出題されており、この問題に多少戸惑った受験生もいたかもしれません。しかし、全体的には基本的な出題内容ですので、素点でみて6～7割程度の得点を期待したいと思います。

久野 ありがとうございました。

来年以降の受験生にアドバイス

久野 さて、統計学について、ここ数年の傾向を見られて、来年以降の出題傾向はどのように考えられますか。どんなふうに学習を進めていけばよいでしょう。

高久保 「統計学」では、いろいろな分野から出題されていますが、ここ数年の傾向として、「基本的な確率計算」、「代表的な確率分布の特性」、「回帰モデルの推定」といった分野からの出題がよく見られます。これらは、「統計理論」の基礎となる重要な分野ですので、今後もこれらの分野からの出題が繰り返されることが考えられます。このため、これらの基本分野をまず克服すれば、それだけでも、かなり合格レベルに近づくことができるといえます。さらに、TACでは入門講義で取り扱っている「記述統計」の分野の出題も、最近重視されていると思われるので、この分野についても、今後とも十分に対策しておく必要があります。

実は、統計学的見方・考え方を理解するために必要となる中心的な知識(＝「コアとなる考え方」)は、とても限られているのです。「統計学」は、むしろ少ない知識をいかに「問題」に適用するか、その応用力・分析力が問われる科目なのです。そしてこの点は、最近の本試験問題における「統計学的考え方」や「分析プロセス」の理解を重視する出題内容にも顕著に現れていると言えます。高度な数学テクニックを追求するのではなく、このような「統計学的考え方」や「分析プロセス」について丁寧に理解できているかどうかを問う問題が、今後の本試験でも出題内容の中心になると思います。

久野 来年受験される方へのメッセージはどのようになりますか。

高久保 「コアとなる見方・考え方」がとても限られている統計学は、選択科目のなかで「暗記量」が一番少なくてすむ科目といえると思います。また、「統計学」というと、出題される数学レベルに不安を感じる受験生も多いと思いますが、これまでの本試験を見てみると、そこで要求されている数学レベルは、せいぜい高校文系の数学までの範囲内に限られており、ほとんどの場合、中学レベルの数学で十分に対応できる問題となっています。

最近の統計学の本試験問題では、知識の量や数学テクニックよりもむしろ、「統計学的考え方」や「分析プロセス」の基礎的な理解を重視する傾向にあり、この出題傾向は今後も継続されると考えられます。このような「統計学的考え方」や「分析プロセス」についての基礎的な理解は、これから始めても答練などを通じて十分にトレーニングすることが可能です。このため、「選択科目」選びに悩んでいる方、とくに中学レベルの数式だったらそれほど恐怖心を覚えないという方は、「統計学」を食わず嫌いのままにせずに、ぜひ挑戦してもらいたいと思います。

さらに、これまで「統計学」を学習してきたが科目合格に届いていない方は、まずは「記述統計」、「基本的な確率計算」、「代表的な確率分布の特性」を中心とした基礎分野の習熟に努めることをおすすめします。このためには、答練などを利用して基礎問題を何度も丁寧に見直しておくといよいでしょう。これらの分野の十分な理解は、「標本理論」、「推定と検定」、「回帰分析」などの分野の理解にも大いに役立つことになりますし、本試験においても得点源として重要となります。

久野 高久保先生、ありがとうございました。

平成28年 公認会計士論文式試験 特別座談会 本試験をふりかえる



司会 久野 元靖 講師

最後に

久野 各科目についていろいろとお話をうかがってきました。

受験生の皆さん、論文式本試験が終わりました。次は就職活動です。今年も、例年のように、監査法人の採用面接のピークが合格発表後になるとのことですが、この解答解説・座談会が皆さんの目にふれる頃には、一部の地域ないし大手監査法人以外の監査法人・税理士法人・コンサルティング会社等の説明会は始まっていることでしょう。受験生の皆さんは、就職希望の地域ごとに、監査法人の説明会予約日時等きちんと情報収集をして、積極的に就職活動を行ってください。試験終了後から行われ、すでに盛況のうちにほぼ終了していると思いますが、TACでは毎年「公認会計士受験生のための就職説明会」を開催しています。

情報収集のためには、試験終了後から9月上旬に各地で行われ、また、WEB等でも視聴可能な「監査法人就職対策講義」をご覧になって就職活動のイメージを作ってください。面接を経験したことがない方は、すでに予約が終了しているかもしれませんが、札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡で行われる「監査法人面接対策 (Part 1) (Part 2)」で自身をチェックしてもらうのも一つの方法です。この時期になると東京だけになってしまいますが「キャリアサポート研修」も用意されています。WEBサイト「@C.P.A.」では予約が一杯になっていたら申し訳ないですが、「監査法人面接対策 (Part 1) (Part 2)」の予約も行えますし、「監査法人リンク集」も閲覧できます。就職活動中に迷いが生じたら「TACキャリアサポートセンター」に相談をするのも1つの方法です。

TACの公表する解答例は、厳密には、一つの解答例です。他に合格レベルとなる答案のパターンも多くあるでしょう。論文式試験は大問ごとに相対的評価をされる試験です。計算で基本的な誤りをせず、理論で問われていることに「素直に丁寧に」答えたならきっと大丈夫です。合格をされた方の中には、後日、「実は、あそこ…白紙」なんてことを告白される方もいらっしゃると思います。多くの受験生が書けていなかった部分なんではないでしょうか。合格の可能性の高い低いはあるとは思いますが、前を向いて就職活動に力をいれてください。

「今年はダメ！」なんて判断をされる方もいらっしゃるでしょうね。そんな場合には、早急に、学習再開の体制を作ってください。最低限の就職関連情報の収集と対策をしておけば、合格発表後の採用活動の流れに乗っかれます。就職関連の対応ができたならば、学習面で基本的理解、基本的計算力の再確認をしてください。特に財務会計論・管理会計論・租税法・選択科目の「計算力」に危機感を感じている場合には早急に対応をすることが必要です。「計算力」で合格に必要な基礎点数をコンスタントに確保できる方が早く合格されていくイメージを持っています。

「個別成績相談・学習方法相談」をしていると様々な「それはマズイでしょ」的な学習方法を頻繁に耳にしています。最善の学習方法は各人によって異なるわけですが、最低限、目的意識を持ってください。目的を明確にするために、ご自身の学習方法を振り返ることも大切ではないでしょうか。計算問題って同じ問題でもいいから何度でも解くのはなぜですか。同じ問題を20回やればそれだけで合格できるんですか。結果の出ない方法を繰り返しても意味はないですよ。なんとなく学習していただけじゃないですか。ただ闇雲に教材に向き合っていませんか。合格できる論文答案を作成するという最終目的に合致した学習をしていましたか。問いに的確に答えていましたか。問題をよく読まないで答案を作るなんてわけのわからないことをしていませんか。ミスという言葉で自分をごまかしていませんか。ミスの原因をちゃんと考えていましたか。スケジュールを立てていましたか。ご自身の学習進捗を把握していましたか。自身の相対的位置を把握していましたか。学習範囲を独断で削ってませんでしたか。そもそも、科目ではなく、大問

ごとに評価されている試験であることは知っていますよね。そういう試験であるならば、やっちゃいけないことはわかりますよね。大問丸々やってませんでしたってなると強烈な得点比率をいただけてしまいます。

一部の科目では、現実問題として制限時間内に解けず、問題の取捨選択は必要だと思います。しかし、受講生さんとお話をしていて、時々、気になることがあるんですね。制限時間内に解けなくても問題の取捨選択でカバーすれば良い、という考え方。最後の最後はそうだと思うのですが、なぜ時間内に解けないのか考えたことはありますか。問題の量が多いのですか、あなたが考える時間が長いのですか。考える時間が長いのは自分自身の足りない部分として改善すべきですよね。問題の量が多いとして、問題を取捨選択する基準はなんですか。解けそう、解けそうにない。得意、不得意。不得意で解けそうにないと思った問題が基本的な問題だったりはいしないですよね。再度、基本を確認してください。基本的理解が求められる問題で絶対にヘマはしないぐらいの意気込みで。合格発表日まではそれだけでもいいんじゃないですかね。

あとね、「効率的に合格したい」って言葉を耳にすることがあるんですよね。私見ですが「ない」と思います。「効果的な学習」はあっても「効率的な合格」はないんじゃないかと。ここまでに多くの科目で指摘されていますが「基本」を大切にしてください。「基本」が確立されたら次のステップに進んでください。でも「基本」はいつまでも確立された状態を維持してください。

さてと、毎年のことですが、ちょっとCMタイム。

TAC公認会計士講座では、「講義・答案練習・アクセス答練」自体はもちろんのこと「質問・相談コーナー」等のフォロー制度によって、皆さんの合格に向けてさらに学習しやすい環境を整えています。ただ、コース選択については冷静にご自身を分析してください。講義については「上級Wチャンス」「上級ストレート」「論文専攻上級」「上級論文答練パック」等の受講コースがあります。ご自身のインプットが十分になされているとは言えない状況でインプットの時間を短くすることは危険ではないでしょうか。同じ内容の講義を受講しても自身の理解度が異なる場合には得るものも異なることはご存知だと思います。慎重にコース選択をしてくださいね。財務会計論・管理会計論・租税法の計算の基礎力を強化したい場合には「Re-view セットコース」を選択することもできます。迷ったら、「上級期学習法セミナー」の説明を聞いたり、先生達に「講師学習相談会」「電話学習相談会」「質問・相談コーナー」で、あるいは「メール学習相談（通信生）」、また私が担当する「個別成績相談・学習方法相談」で相談したりしてください。きっと良い選択・自分にあった学習方法が見つかると思いますよ。「奨学生選抜試験」を受験すれば大幅割引が獲得できることもあるでしょう。合格していれば「受講料全額返金制度（論文式全科目合格）」「受講料一部返金制度（論文式科目合格）」がありますので、早めに学習再開をされておくと安心です。「早割キャンペーン」もあるし。

ここまでですかね、CMは。

来年以降の受験を考えられている受験生の皆さん。解答解説・座談会の内容を有効に利用してください。座談会では、先生方から皆さんへのメッセージが各科目の部分で話されています。参考にしてください。

本年の論文式試験を受験された皆さん。お疲れさまでした。おそらくは、合格得点比率52%で1,100人前後の方が合格されていくでしょう。精一杯の努力をされた皆さんが合格され、新しい環境の中で力を発揮されることを願います。

最後に、お集まりいただきました先生方、ありがとうございました。

皆さん、がんばっていきましょう。